

郵政グローバル戦略タスクフォース

(第4回) 議事要旨

- 1 日時：令和6年3月14日（木）15:00～17:00
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
三友座長、生貝座長代理、飯田構成員、石橋構成員、伊藤構成員、
大道構成員、五味構成員、紺野構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー
日立製作所、日本郵便国際郵便事業部
 - ・ 総務省
玉田郵政行政部長、青木国際企画室長、西岡総合研究官
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - ① 「デジタル時代のグローバルな郵政事業を巡る法的課題」
 - ①-1 海外における郵政事業を巡る法的課題
 - ①-2 国内における郵政事業を巡る法的課題
 - ② 「郵政事業の海外最新動向」
 - ③ 「タスクフォース論点整理案」
 - ④ 意見交換
- 5 議事要旨
 - (1) 開会（事務局より開会の宣言）
 - (2) 議題
 - ① 「海外における郵政事業を巡る法的課題」

(生員構成員より資料4-1に基づき、説明があった。)

- ② 「国内における郵政事業を巡る法的課題」
(森構成員より資料4-2に基づき、説明があった。)
- ③ 「郵政事業の海外最新動向」
(事務局より資料4-3に基づき、説明があった。)
- ④ 「タスクフォース論点整理案」
(事務局より資料4-4に基づき、説明があった。)

(3) 意見交換

(各構成員より以下のとおり意見があった)

・資料4-1について

○個人情報保護について、各国が保護法制を設定しつつ、GDPRを参照するケースが多いということだが、EU以外の地域や国々においても域外への持ち出しに関してGDPRと似たことをしつつあるのか。

○域外ないし国外のサーバーを使用したクラウドサービスを使用すると、データローカライゼーションと衝突が生じるような気がするが、どうなのか。

○途上国の個人情報保護法制はGDPRとの差分で説明ができ、実際に資料もあるが、越境移転に関しては現状のところ、国により追加で入れている国が多く、その対応は様々である。現状、十分性認定で回しているという国は多くはないが、アジアでも独自の十分性認定リストをつくり始めている国があったと記憶している。

○データローカライゼーションとクラウドの衝突については、IT企業を中心として大きく反発している大きな理由の一つである。実際、どうしても対応しなければならないときには、サイバーセキュリティの対応ということで、様々なIT企業が対応しており、ヨーロッパも欧州の中に拠点を置いていない。

○最近では、ソブリンクラウドという形で、各国の現地法令を遵守することに非常に特化した形でのクラウドサービスを提供することも各社始めているが、行き過ぎると大きな国際

データ流通上の問題がでてくる。そこについてはD F F Tの枠組みの中でも対策を講じているが、完全な解決は見えていないという認識である。

○十分性認定がされる前にヨーロッパのお客様とのトラブルがあったときは、ヨーロッパ域外にログデータを持ち出すことができなかつたので、トラブルシュートのために我々がヨーロッパに行かなければいけなかつたが、十分性認定がされたことで、大分よくなつた。

○特に新興国各国は、中国を除くとほとんど現時点に至るまでエンフォースメントの事例は聞かない。D F F Tの文脈の中でも議論になっていることとして、条文において何を守れば守つたことになるのかが不明確である国も多いという中で、特に主要な市場に関しては制度の運用動向というところも含めて把握をしておくことが重要である。

○サイバーレジリエンス法について、インシデント報告系の法律は基本的なところの理解、運用が困難。被害者は報告も公表もしたくないが、当局としては報告をしてもらいたいという中で、報告だけでも良いのか、公表義務もついているのか、また、報告されたことについて当局が公表したりするのか等について教えてほしい。

○サイバーレジリエンスの中でもサイバーセキュリティーの観点からのBreach noticeという法制が多様化していて、GDPRのように個人データが流出したかどうかというのは、あまりサイバーセキュリティーの観点からはそこまで決定的ではない。結局はセキュリティーが侵害 (breach) されてしまったかどうかということが問題である。そしてそのことを通知 (notice) する仕組みとしては、複数段階に分けていることが多い。

○まずサイバーレジリエンスだと、24時間以内にEUのサイバーセキュリティー当局、ENISAに侵害報告をする。そこで全体的な状況を把握しなければ、2次被害、3次被害を防ぐことができないという非常に大きな要請があるとともに、その後さらにそのまま放置しておく、当然さらなる影響を受けるユーザーがいるので、ユーザーの側にも通知しなければならないという考え方。

○さらに、脆弱性をそのままにしておくわけにはいかないため、サイバーセキュリティー法

制ではこういったアップデートしてくださいといったような、パッチを当ててもらおうというところまで、一貫通で定めている。この点が個人情報保護法制としてのBreach noticeとは異なる点である。

○サイバーセキュリティ法制は、サイバーフィジカルで、郵便分野や郵政事業分野だけではなく、非常に大きなインパクトを持つと認識している。サイバーレジリエンスの法制度はEU全域で発効していくのか。

○脆弱性対処やSBOM作成等がハード・ソフト全般に求められるとなると、いろいろなサービスやハードが含まれてくるが、現在既に提供されているものを含め、改めて対処が求められるのか。

○EU全域で、基本的にはEUプラスEEA一律で適用される。

○あらゆるビジネスの世界に影響を与えることから、全面適用までは3年というタイムスパンを定めている。また、条文にも記載されているが、特に少なくとも今からつくり始めるものについては、2026年から2027年ぐらいにかけて、タイムスパンをしっかりと生かしてその間に対応ができるように、準備を進めていく必要がある。

・資料4-2について

○共同配送という取組をさらに加速させるという観点で、今この日本郵便のところで優先順位を置いて取り組んでいかなければならない視点や、もう少しこういった形になれば日本郵便が参画しやすくなるということについて何か示唆みたいなものをいただければありがたい。

○標準化や共同配送の方向にはどなたも反対はされないのかと思うが、具体的な規制のあり方のような話になると、多用な見解がでてくることと思う。ただし、そういった議論も諦めずに進めていくことが重要になってくるのではないか。このような議論になるとハレーションが大きいからやめておくということになりがちだが、このまま相談だけしていても仕方ないのでより踏み込んだ手段を検討していくことが大切である。

○地域の移動のコミュニティーみたいなものも含めて、物流の各社が相乗りをして一緒にネットワークを守っていくということについては、どうしても事業者が競争領域として捉えながらやっていると、差別化要素を奪ってしまうみたいになりジレンマがでてきてしまう。フロントに立って話を進めてみると、求められる社会のスピード感と、実際の進み具合には若干まだギャップがあると感じている。

○旅客輸送の場合と違い、貨物運送の場合は最終的に送料無料という話になり、ユーザー志向の意見が上がってこないということもあるので、それは逆に上から言うていく必要があると思う。

・資料4-3について

○デジタルに関する取組について、ドイツのところに「モニター越しにカスタマーサービスと会話できるものに進化」という記述があるが、AIのようなものを使った上で、人件費を削減するような性質のものなのか、それとも、その場所に人を配さずして、何かあったときには、カスタマーセンターと会話するというような内容のものなのか。

○ビデオチャットでカスタマーセンターの人とつながるということのようである。

・資料4-4について

○ファイナンスの部分について、イニシャルの支援、融資は必要であるが、息の長いプロジェクトを形成していくために、ある程度のスパンで中長期的なファイナンスができるような持続的な仕組み、方法論をより重要視、具体化していただきたい。○経済安全保障の文脈に関して、座組を構築し取組を進める際、多国間の複雑な関係性の中で様々な影響が出てくることも考慮し、議論を深めるに当たっては、まずはシナリオや予見性を最初に議論した上で、一定の期間ごとにその後の選択肢について検討するゲートを設ける等を行って、その場その場でのフレキシビリティのようなものをある程度確保していけるような観点も重要だと考える。

○UPUの活用について、UPUのレセプション等では各国の参加者も多忙な中、その場で

個別に議論を深めることが難しい場合もある。例えばそういうレセプションやイベントの前後で個別にミーティング、意見交換の機会を設定いただくというような部分まで、UPUもしくは総務省の協力を得ながら、踏み込んだ橋渡しの支援をいただくと、特に今後新しくUPUのコミッティー等に日本から参画いただくような方にとっては大変有効ではないか。

○新年度からはAIに特化した専門の部門を立ち上げ、郵便局のオペレーション、配達も含めて、AIの活用、また買物支援やスマホ教室においても試行的に、日本の郵便局でも付加価値の高いサービスの提供を模索し実証実験を行っている。

○様々な取組をしている中、我々が生み出すシステムやサービスをパッケージ化して、他の国にサービス提供するといったこともぜひ行っていきたい。

○経済安全保障とか、地政学的に意味があるところへの事業機会というページがあったが、これまでの私の発言は民業をバックアップしていただきたいというような論調のものが多くなっていたが、外交面や経済安全保障の観点でこの国を押さえない、だから民間企業も協力してほしいというようなことでの案件形成もあり得るのではないか。

○ファイナンス面については、スタートアップの立ち上げ時にビジネスに繋がるように支援するというファイナンス、更には事業拡大の資金ニーズに中長期的に对应していく仕組みが必要であり、これは大企業についても同様である。本タスクフォースの枠組みを超えた話になるかもしれないが、JICTについては設置期限が迫ってきており、新たに投資できる期間が限られてきている。民のニーズに对应されるよう、官民ファンドも含めた官側で、より中長期的にファイナンスができる仕組みも必要と考える。

○経済安全保障も非常に重要な論点であり、JICTとしても一義的には総務省の力を借りながら、機微な分野での経済安全保障についての日本政府、Like-minded Countriesの考え方などを様々な機会を通じて吸収し、それを個々の案件にも生かしていくといった取組を強化していこうとしているところ。このような面でも貢献をしてまいりたい。

○総務省としても一過性のプロジェクトにしたいではなく、日本のいろいろなビジネスがファイナンスの不足によりうまくいかないということは非常にもったいない。JICAのファイナンスや、UPUのファイナンス、また総務省もいろいろな形で海外展開の予算を持っているので、効果的に使っていきたい。

○2国間・多国間の影響というのは、外務省や在外公館と協力し、どの国がどういった状況であるという情報提供は積極的にしていきたい。

○UPUの場の活用については、特定のこういう国と引き合わせてほしいという要望に対しては総務省でもできることはある。UPUの会合に参加できれば相手国のキーパーソンをつかまえて、機会を設けていきたい。

○日本郵便はすばらしいいろいろなアイデアを持っていて、国内で展開しているので日本郵便を中心に、そこに関わる民間企業も含めてパッケージ化して他国に売り込みたいという考えは賛成である。その中で我々は、各国の郵政事業体や各国政府へのアクセスやファイナンスについても、並行して考えて売り込んでいきたい。

○東芝におかれては、数年前、ある国に対して日本政府全体で働きかけをするというところで協力いただいた。また日本政府としてこの国が重要というような話になれば、皆様に声をかけさせていただき、協力いただきたい。

○郵便案件でJICTのプロジェクトをつくりたいと思っている。

○通信の世界では、国をまたいだ大規模な独占的企業が存在するが、郵政事業では存在しないのは、本質的に性質が異なっているためと考える。実際に独占が生まれるためには、規模の経済性や範囲の経済性、ネットワークの経済性というものが必要になるが、郵便事業の場合には、制度的障壁に加え、国をまたいでまで大規模化するインセンティブが比較的希薄なのだ、経済学の立場からは考える。

○郵便事業が手がけているサービスの性質みたいなものにもう一回立ち返って、本質を見

てみることも重要ではないか。そうすることで、今後投資等を行ったときの効果も見えてくるのではないか。あるいは、なぜなかなかうまくいかないのかという説明もできるのかなとも思う。非常に難しい問題をたくさん含んでいるため、一筋縄ではいかないとは思いますが、こうした検討を通じて、なるべく郵便事業が今後効率的に、かつ人々にとって実りあるサービスになるようになれば良い。

以上